

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書 (その1)	事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名
		・ ・	

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
--	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	国税の控除額 ③+④	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を 超える額 ②-⑤	⑥
法人税の控除額 ③		道府県民税の法人税割額 ⑫	⑦
地方法人税の控除額 ④		控除する金額 (⑥若しくは⑦のうち少 ない額又は⑬)	⑧

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき金額	各道府県ごとに算 定した法人税割額	各道府県ごとに 控除する金額 (⑨又は⑩のう ち少ない額) ⑬
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑫	⑬